



2018年12月25日

各位

会社名 ダイベア株式会社
代表者名 取締役社長 山本 勝巳
(コード番号：6478 東証第二部)
問合せ先 常務取締役 藤原 秀次
(TEL . 0725-53-1711 (代表))

株式会社ジェイテクトによる当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2018年12月18日付「支配株主である株式会社ジェイテクトによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ジェイテクト(以下「ジェイテクト」又は「特別支配株主」といいます。)は、2018年11月5日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、本日をもって、当社株式8,150,125株(議決権所有割合(注)93.49%)を所有するに至り、当社の会社法(2005年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定める特別支配株主となっております。

当社は、本日付で、ジェイテクトより、同社が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、2018年10月31日に当社が公表した「支配株主である株式会社ジェイテクト(証券コード:6473)による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て(但し、ジェイテクトが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することによりジェイテクトの完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(ジェイテクト及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式の全部(以下「本売渡株式」といいます。)をジェイテクトに売り渡すことの請求(以下「本売渡請求」といいます。)を行う旨の通知を受領いたしました。これを受け、当社は、本日、会社法第370条による決議(取締役会の決議にかかわる書面決議)によって、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年1月24日まで整理銘柄に指定された後、2019年1月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が2018年10月31日に公表した「平成31年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された当社の2018年9月30日現在の発行済株式総数（8,736,727株）から、当社が直近で入手した2018年9月30日現在の株主名簿に基づきジェイテクトに通知した同日現在の当社が所有する自己株式数（18,864株）を控除した株式数（8,717,863株）に対する割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「所有割合」において同様に計算しております。）。以下同じとします。

記

1. 本売渡請求の概要

（1）特別支配株主の概要

名称	株式会社ジェイテクト	
所在地	大阪府中央区南船場三丁目5番8号	
代表者の役職・氏名	取締役社長 安形 哲夫	
事業内容	機械器具部品及び工作機械の製造販売等	
資本金	45,591百万円（2018年6月30日現在）	
設立年月日	1935年1月18日	
大株主及び持株比率 （2018年9月30日現在）	トヨタ自動車株式会社	22.52%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.92%
	株式会社デンソー	5.36%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.25%
	日本生命保険相互会社	2.92%
	株式会社豊田自動織機	2.28%
	三井住友信託銀行株式会社	2.23%
	株式会社りそな銀行	1.97%
	株式会社三井住友銀行	1.86%
	豊田通商株式会社	1.74%
当社と特別支配株主の関係		
資 本 関 係	ジェイテクトは、本日現在、当社の発行済株式総数（8,717,863株）の93.49%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当する8,150,125株を所有しております。	

人 的 関 係	当社の取締役7名のうち、2名がジェイテクトとの間で経営アドバイスに係る囑託契約を締結しており、1名がジェイテクトの執行役員を兼務しております。
取 引 関 係	当社は、ジェイテクトに対し、軸受を販売しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	ジェイテクトは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当しません。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2018年12月25日(火曜日)
当社取締役会決議日	2018年12月25日(火曜日)
売 買 最 終 日	2019年1月24日(木曜日)
上 場 廃 止 日	2019年1月25日(金曜日)
取 得 日	2019年1月30日(水曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、1,410円

2. 本売渡請求の内容

当社は、ジェイテクトより、本日付で、本売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

(1) 特別支配株主完全子法人に対して売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

ジェイテクトは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき1,410円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2019年1月30日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

ジェイテクトは、本売渡対価を、同社が保有する現預金により支払うことを予定しております。

(6) その他の本売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付についてジェイテクトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、当社が現状の経営環境のもと、更なる研究開発の強化による商品の差別化、高付加価値品の拡充による収益力の向上及び収益基盤の安定化が必要であると考え、本公開買付けを通じて、ジェイテクトの完全子会社となり、ジェイテクトグループとの強固な連携を実現することで、商品の研究開発、生産の効率化、原価・間接費等のコスト削減及び経営等幅広い分野において、より事業基盤を拡大するとともに安定的かつ効率的な運営が可能になると考え、今後の当社の更なる発展に資するものであり、当社の企業価値向上のための最善の選択肢であるとの判断に至りました。

また、当社は、2018年7月上旬に、当社取締役及び監査役のうちジェイテクトとの間で利害関係のある者を特定し、利害関係のない取締役及び情報管理の観点から限られた従業員(以下「当社検討チーム」といいます。)のみで本取引の検討を行う体制を整備しました。なお、当社の取締役及び監査役のうちジェイテクトと利害関係を有する者に関しては、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

そして、当社検討チームのうち、取締役で構成された交渉チームを2018年9月上旬に組成し、交渉方針を検討の上、2018年10月上旬から同年10月下旬にかけて、ジェイテクトとの間で本公開買付価格に関する交渉を複数回にわたって実施いたしました。

これにより合意された本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「算定の概要」に記載されている、SMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジに入っていること、()本公開買付けの公表日の前営業日である2018年10月30日の東証第二部における当社株式の終値1,130円に対して24.78%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じとします。)、2018年10月30日から過去1ヶ月間の終値単純平均値1,044円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値について同じとします。)に対して35.06%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値997円に対して41.42%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値992円に対して42.14%のプレミアムが加算されていること、()本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とジェイテクトの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により株式の売却機会を提供するものと判断いたしました。

以上より、2018年10月31日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、2018年12月18日、ジェイテクトより、本公開買付けの結果について、当社株式4,202,681株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本日(本公開買付けの決済の開始日)付で、ジェイテクトの有する当社株式の議決権所有割合は93.49%となり、ジェイテクトは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、ジェイテクトより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日、会社法第370条による決議(取締役会の決議にかわる書面決議)によって、(i)本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとりの理由から、本取引により当社の企業価値の一層の向上が見込まれると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii)本売渡株式1株につき1,410円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び本意見表明プレスリリースの「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると考えられること、(iii)ジェイテクトの本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していること、及び、ジェイテクトによれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性は現在認識されていないことから、ジェイテクトによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付の開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、ジェイテクトからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役社長である山本勝巳氏及び常務取締役である井上孝夫氏はジェイテクトとの間で経営アドバイスに係る嘱託契約を締結していることから、また、取締役である鈴木宣哉氏はジェイテクトの執行役員を兼務していることから、利益相反回避の観点から、同氏らからは上記の決議(取締役会の決議にかわる書面決議)に係る同意の意思表示は受けておりません。また、社外監査役を含む監査役全員(3名)が、上記決議に係る提案に異議はない旨の意見を述べておりません。

なお、当社の取締役のうち、取締役社長である山本勝巳氏、常務取締役である井上孝夫氏及び取締役である鈴木宣哉氏は利益相反回避の観点から、上記決議を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであり、本売渡株式対価は本公開買付価格と同一であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東証第二部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は

東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、本日から2019年1月24日まで整理銘柄に指定された後、2019年1月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びジェイテクトは、本取引の公正性を担保する観点から、それぞれ以下の措置を実施いたしました。

なお、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においては、当社の取締役のうち、取締役社長である山本勝巳氏および常務取締役である井上孝夫氏はジェイテクトとの間で経営アドバイスに係る囑託契約を締結していることから、また、取締役である鈴木宣哉氏はジェイテクトの執行役員を兼務していることから、利益相反回避の観点から、同氏らからは本売渡請求を承認する旨の決議(取締役会の決議にかわる書面決議)に係る同意の意思表示は受けておりません。また、社外監査役を含む監査役全員(3名)が、上記決議につき、異議はない旨の意見を述べております。

なお、以下の記述中のジェイテクトにおいて実施した措置等については、ジェイテクトから受けた説明に基づくものです。

ジェイテクトにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ジェイテクトは、本公開買付け価格を決定するにあたり、ジェイテクト及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。野村證券は、当社株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、ジェイテクトは2018年10月30日に野村證券から株式価値算定書(以下「ジェイテクト算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、ジェイテクトは、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。野村證券による当社の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	992円～1,130円
類似会社比較法	749円～1,263円
DCF法	755円～2,079円

市場株価平均法では、2018年10月30日を基準日として、東証第二部における当社株式の終値1,130円、直近5営業日の終値の単純平均値1,091円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,044円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値997円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値992円を基に、当社の1株当たり株式価値の範囲を992円から1,130円までと分析したとのことです。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社の1株当たり株式価値の範囲を749円から1,263円までと分析したとのことです。

最後に、DCF法では、当社の2019年3月期から2023年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2019年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社の1株当たり株式価値の範囲を755円から2,079円までと分析したとのことです。なお、DCF法において前提とした当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映していないとのことです。

ジェイテクトは、野村證券から取得したジェイテクト算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2018年10月31日開催の取締役会の決議によって、本公開買付け価格を1株当たり1,410円と決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,410円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2018年10月30日の東証第二部における当社株式の終値の1,130円に対して24.78%、過去1ヶ月間（2018年10月1日から2018年10月30日まで）の終値の単純平均値1,044円に対して35.06%、過去3ヶ月間（2018年7月31日から2018年10月30日まで）の終値の単純平均値997円に対して41.42%、過去6ヶ月間（2018年5月1日から2018年10月30日まで）の終値の単純平均値992円に対して42.14%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、ジェイテクトから提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及びジェイテクトから独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2018年10月30日付で当社株式の株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）を取得しました。第三者算定機関であるSMB C日興証券は、ジェイテクト及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社はSMB C日興証券から本公

開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

S M B C 日興証券は、当社株式が東証第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な上場類似企業が複数存在し類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を算定に反映するため D C F 法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価法：992 円～1,044 円

類似上場会社比較法：1,264 円～1,622 円

D C F 法：1,313 円～1,946 円

市場株価法では、2018 年 10 月 30 日を算定基準日とする東京証券取引所における当社株式の直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,044 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 997 円および直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 992 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 992 円から 1,044 円までと算定しております。

類似上場会社比較法においては、当社と類似性があると判断される類似上場会社として、国内の金融商品取引所に株式を上場し、かつ転がり軸受の製造を主要な事業とする会社である株式会社ジェイテクト、日本精工株式会社、N T N 株式会社及び株式会社不二越を選定した上で、企業価値に対する EBITDA の倍率を用いて算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,264 円から 1,622 円までと算定しております。

D C F 法では、2018 年 6 月末を基準日として、2019 年 3 月期から 2023 年 3 月期までの 5 期分の当社の将来の収益予想（2019 年 3 月期は 2018 年 7 月から 2019 年 3 月の 9 か月間）（以下「本事業計画」といいます。）に基づき、当社が 2019 年 3 月期第 2 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 1,313 円から 1,946 円までと算定しております。D C F 法における継続価値の算定については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法により算出しております。具体的には永久成長率法では永久成長率として -0.25%～0.25% を使用し、マルチプル法では EBITDA マルチプルとして 4.9 倍～6.0 倍を使用しております。また、割引率は 8.45%～10.32% を使用しております。

S M B C 日興証券が D C F 法による分析の前提とした当社作成の連結財務予測は以下のとおりです。なお、本事業計画については大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2019 年 3 月期において営業利益が前期比 38% 増の予測となっております。これは操業度の向上に伴う売上高の増加による増益を主要因とするものであり、また 2019 年度 3 月期より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更したことによる減価償却費の減少によるものです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2019年3月 期(9ヶ月間)	2020年3月 期	2021年3月 期	2022年3月 期	2023年3月 期
売上高	20,781	28,300	30,400	32,200	33,300
営業利益	1,202	1,645	1,919	2,444	3,096
EBITDA	2,053	2,800	3,173	3,751	4,454
フリーキャッシュ・フロー	242	456	994	1,471	2,033

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、ジェイテクト及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人関西法律特許事務所（以下「関西法律特許事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

当社における独立した第三者委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2018年8月30日、当社がジェイテクトの連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、当社及びジェイテクトから独立した、外部の有識者である秋山洋氏（弁護士法人御堂筋法律事務所/弁護士）、中辻義則氏（中辻義則公認会計士事務所/公認会計士・税理士）及び当社社外監査役である中川雅文氏（中川公認会計士・税理士事務所/公認会計士・税理士）の3名から構成される第三者委員会を設置いたしました。そして、当社は、当該第三者委員会に対して、(i)本公開買付け及びその後予定されている当社の完全子会社化等の一連の手続（本取引）の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む）、(ii)本取引の取引条件の妥当性が確保されているか、(iii)本取引に係る手続の公正性が確保されているか、および(iv)上記(i)から(iii)を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。第三者委員会は、2018年9月6日より同年10月30日まで合計7回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的には、当社から、当社の事業の状況、事業環境、本事業計画の内容、本取引の当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、第三者算定機関であるSMB C日興証券から、SMB C日興証券による当社株式の株式価値の算定結果の内容、本公開買付け価格に対する第三者算定機関としての考え方について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

加えて、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券から、本公開買付けの諸条件、二段階目の買収の内容、その他の本取引の概要及び当社とジェイテクトとの間の本公開買

付価格に係る交渉状況について説明を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーである関西法律特許事務所から、当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ね、本取引について以下のとおり検討及び評価を行った結果、2018年10月30日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、第三者委員会へ開示された情報等が真実かつ正確であること等の一定の前提条件のもと、本取引は当社の企業価値向上という合理的な目的を有し、本取引の条件は妥当なものであり、かつ、本取引に係る手続も公正なものと認められることから、第三者委員会は、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する、との内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しております。

第三者委員会の答申書の大要は以下のとおりです。

(i) 近年、自動車分野では、電気自動車向け部品の開発が急速に進んでおり当該技術の進展に合わせた研究開発が急務となっており、汎用軸受においては価格競争の激化によるコストダウンや生産性向上、また競争力維持のための開発等が必要な状況となっているが、当社は、これに携わる人材や、将来の設備投資のための資金がなお十分ではないという状況にある。当社がジェイテクトの完全子会社となることによって、ジェイテクトとしてその人材、資金、知的財産、エンドユーザーのニーズ等の情報といった経営資源を当社に投入することに障壁がなくなるため、当社の人材及び資金をはじめとする経営資源の不足が克服され、今後積極的な研究開発を行うことが可能となると考えられる。また、ジェイテクトからの受注の安定化や経営の効率化といったメリットも期待される。よって、本取引の目的は、当社の企業価値向上を目指すものとして、合理的なものであると認められる。

(ii) 1,410円という本公開買付価格は、当社が選任した第三者算定機関であるSMB C日興証券による当社株式価値の算定結果と比較して不合理なものではなく、当該価格が当社の1株あたりの純資産額を下回るといった事情もない。また、本公開買付価格のプレミアム率は、過去の類似事例（上場子会社の完全子会社化を企図した公開買付けの事例）と比較してさほど遜色のないものと認められる。さらに、1,410円という本公開買付価格は、当社少数株主の多くが当社株式を取得したとみられるバブル崩壊時期以降の市場における当社株式の最高値を上回るものであり、本取引に応じた場合、少数株主の多くが利益を得る結果となる。また、本公開買付価格を巡っては、当社とジェイテクトとの間で本答申書提出日現在までに複数回にわたって協議の場が持たれており、その協議の経過に鑑みると、本公開買付価格はジェイテクトによって一方的に定められたものではなく、当社が十分な交渉力をもって交渉を行った結果であると認められる。よって、1,410円という本公開買付価格そのものが客観的妥当性を欠くものではなく、また同価格が適切な交渉の結果として提示されたものであることを総合的に考慮すれば、本取引の条件は、妥当なものとして認められる。

(iii) (a)本取引を実施する支配株主であるジェイテクトによる当社の意思決定過程への影響を

排除するため、ジェイテクトと利害関係を有しない委員で構成される第三者委員会を設置して本諮問事項を諮問していること、当社の第三者算定機関による株式価値の算定を行っていること、独立した法律事務所からの法的助言を取得していること、利害関係のない取締役により本取引に関するジェイテクトとの交渉及び意思決定が行われていること、利害関係のない監査役からの意見も取得することとなっていること、そしてジェイテクトの第三者算定機関による株式価値の算定も行われていることから、ジェイテクトの影響を排除するための十分な措置がとられているものと認められる。また、(b)第三者により対抗的な株式取得が行われようとする場合であっても、当該第三者と当社の接触及び交渉を禁止する合意がなされていないこと、買付期間は 30 営業日と設定されて第三者による公開買付けの機会が確保されているものと認められる。さらに、(c) 開示予定の公開買付け届出書において、少数株主が本公開買付けに応じるか否かを判断するために相当と認められる情報が開示されていること、その後の完全子会社化手続について本公開買付けと同基準による買取価格の設定及び少数株主による価格決定申立の機会が確保されていることからすれば、株主の適切な判断機会の確保が図られているものと認められる。よって、手続の公正性を確保するための措置が適切に講じられているものと認められる。

(iv) 本取引が当社の少数株主の利益を害すると判断すべき事情は認められず、本取引は当社の企業価値向上という合理的な目的を有し、本取引の条件は妥当なものであり、かつ、本取引に係る手続も公正なものとして認められることから、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、S M B C 日興証券から取得した当社株式価値算定書の内容、関西法律特許事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。その上で、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由に基づき、2018 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、山本勝巳氏、井上孝夫氏および鈴木宣哉氏を除く取締役全員(4 名)で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の普通株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役のうち、取締役社長である山本勝巳氏および常務取締役である井上孝夫氏はジェイテクトとの間で経営アドバイスに係る囑託契約を締結していることから、また、取締役である鈴木宣哉氏はジェイテクトの執行役員を兼務していることから、利益相反回避の観点から、ジェイテクトとの間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本公開買付けに係る当社取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

また、当該取締役会には社外監査役を含む監査役全員(3 名)が出席し、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨

する旨の決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

ジェイテクトは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、ジェイテクト以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しているとのことです。

更に、ジェイテクトと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

4．今後の見通し

本売渡請求後における当社の経営体制等につきましては、今後、ジェイテクト及び当社との間で協議・検討していく予定です。

5．支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ジェイテクトは、当社の支配株主（親会社）であるため、本売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2018年6月26日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の親会社との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、少数株主の利益を損なうこととなるような取引は行わない方針で臨んでおります。」と示しているところ、本売渡請求に係る承認への適合状況は以下のとおりです。

当社は、上記「3．本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載内容に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3．本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

（3）本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者が

ら入手した意見の概要

当社は、2018年10月30日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該答申書が、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上